

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人柴田町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第27条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、使用人兼務の常勤役員に対しては使用人の職務の対価として別に定めるところにより給与・賞与等を支払う。

2 センターは、非常勤役員が理事会等に出席した場合は報酬を支給することができる。

3 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員の報酬の額は、総会の決議により決定するものとする。ただし、額は、別表1に定める金額の範囲内とする。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員の報酬等は、前月分を取りまとめて翌月21日までに支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これらの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。請求方法は、旅費規程によるものとする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月11日から施行する。

別表1 (第4条関係)

非常勤役員の報酬の額

役員の種別	区 分	報酬額等
理事長	月 額	20,000円
理事・監事	日 額	3,000円